

○「農用地利用配分計画の認可申請に係る公告」

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

令和元年7月11日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける者		賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
永田 巳好	安来市	安来市西赤江町字荒島界760-1
株式会社 おだけ	安来市	大田市伯太町東母里259-1外1筆
農事組合法人 かみしずま	大田市	大田市静間町字八日市1391外117筆
青木 幸路	浜田市	浜田市金城町長田イ12-1外1筆
有限会社 三隅町農業支援センターみらい	浜田市	浜田市三隅町井野へ607-1外5筆

2 申請年月日

令和元年7月5日

3 縦覧期間

令和元年7月11日から令和元年7月25日まで